

○海部地区水防事務組合水防協議会条例

昭和 48 年 6 月 6 日
条例第 18 号

改正 平成 18 年 10 月 18 日条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 34 条第 5 項の規定により、海部地区水防事務組合水防協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。

(会長及び代行)

第 2 条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員及び代理)

第 3 条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、当該委員の指名する職務上の代理者が、委員の職務を行うことができる。

(任期)

第 4 条 地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び関係団体の代表者である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 管理者において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(会議の招集)

第 5 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議の成立及び議決)

第 6 条 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第 7 条 協議会に幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、関係する職員のうちから会長が命ずる。

3 幹事は、会長の命を受けて水防計画その他必要事項の調査及び研究をする。

4 幹事は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年10月26日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。